

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 92号
令和7年(2025年)9月3日

稲岡地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、稲岡地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）

回覧

7つくば消南93号
令和7年(2025年)9月3日

つくばグリーンタウン地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、つくばグリーンタウン地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 94号

令和7年(2025年)9月3日

下横場地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、下横場地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）

回覧

7つくば消南95号

令和7年(2025年)9月3日

つくしが丘地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、つくしが丘地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 96号
令和7年(2025年)9月3日

下原地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、下原地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 97号

令和7年(2025年)9月3日

梶内地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、梶内地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



つくば消南 98 号
令和7年(2025年)9月3日

新牧田地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、新牧田地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 99号
令和7年(2025年)9月3日

屋敷台地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、屋敷台地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 100号
令和7年(2025年)9月3日

鷹野原地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、鷹野原地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 101 号
令和7年(2025年)9月3日

南中妻地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、南中妻地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 102号
令和7年(2025年)9月3日

南中妻セントラルタウン地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、南中妻セントラルタウン地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 103号
令和7年(2025年)9月3日

北中妻地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、北中妻地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



7つくば消南 104号
令和7年(2025年)9月3日

北中島第1地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、北中島第1地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279

様式第3号（第5条関係）



つくば消南 105 号
令和7年(2025年)9月3日

北中島第2地区住民の皆様

つくば市南消防署長 北沢 直弘
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

秋晴の候、北中島第2地区住民の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和7年10月26日から11月15日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が3名程度で、訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市南消防署
担当 高嶋、丸山、佐藤
電話 838-0279